

鎌倉市教育委員会規則第2号

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例（令和7年6月条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 市費負担教員の勤務時間及び勤務時間の割振りは、鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び第5項の規定の例による。

2 勤務時間条例第3条第5項本文の規定による市費負担教員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分とし、その勤務時間は学校長が定める。

3 鎌倉市教育委員会（以下「任命権者」という。）は、勤務時間条例第3条第5項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する市費負担教員の勤務時間の割振りについて別に定める場合には、1月ごとの期間についてこれを定め、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(休憩時間)

第3条 勤務時間条例第4条本文の規定に基づく市費負担教員の休憩時間は、1日につき45分とし、その時間帯は学校長が定める。

(教職経験月数の基準)

第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定める教職経験月数の算定方法は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。））における教員としての勤務期間に、当該市費負担教員が教員以外の経歴を有する場合における別表第1により換算した経歴年数の月数を当該勤務期間に加えて得た月数によるものとする。

2 条例の適用を受ける市費負担教員として在職した期間のうち任命権者の定める事由以外の事由によって勤務しなかった日数は、前項に規定する期間に算入しないものとする。

3 教職経験月数を算定する基準日は、毎年4月1日とし、その月の給料から、条例別表に定める教職経験月数の区分により給料を支給する。

(教員特殊業務手当)

第5条 条例第7条第1項に規定する規則で定める度は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第7条第1項第1号に規定する業務 勤務時間条例第5条に規定す

る勤務を要しない日（以下「勤務不要日」という。）若しくは同条例第5条の2に規定する休日（以下「休日」という。）において業務に従事した時間が2時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が第2条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて2時間以上に及ぶとき。

(2) 条例第7条第1項第2号及び第3号に規定する業務 その日において業務に従事した時間が7時間45分程度に及ぶとき。

(3) 条例第7条第1項第4号に規定する業務 勤務不要日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。

2 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足

(2) 林間学校及び臨海学校

(3) 移動教室、スキー学校等で任命権者が定めるもの

3 条例第7条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市若しくは郡以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であつて、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの（前項に規定するものを除く。）とする。

4 条例第7条第2項に規定する規則で定める教員特殊業務手当の額は、別表第2に定める額とする。

（夜間緊急業務手当）

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策の実施、関係機関との連絡調整等の業務で任命権者が定めるもの

(2) 前号に掲げる業務に相当するものとして任命権者が定めるもの

2 条例第8条第1項に規定する規則で定める事情は、正規の勤務時間に引き続かない時間、勤務不要日、休日、勤務時間条例第7条各項に規定する休暇の期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定若しくは鎌倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月条例第2号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除された日若しく

は時間において、緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、勤務場所（これに準ずる場所を含む。）以外の場所から突発的に発生した業務に就く場合で、その業務に従事する時間帯の全部又は一部が正規の勤務時間外の深夜であるものとする。

3 条例第8条第2項に規定する規則で定める夜間緊急業務手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 深夜における勤務時間が3時間以上の場合 1,240円

(2) 深夜における勤務時間が3時間未満の場合 620円

（特殊勤務手当の支給）

第7条 特殊勤務手当は、月の初日から末日までの1月を計算期間とし、当該月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（義務教育等教員特別手当の支給）

第8条 条例第10条第2項に規定する規則で定める義務教育等教員特別手当は、市費負担教員の教職経験月数及び学歴の別に応じて、別表第3で定める教職経験月数の区分により支給する。

2 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（教職調整額の支給）

第9条 教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条）

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	市費負担教員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（他の市費負担教員との均衡を著しく失う場合は、100/100 以下）

民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	市費負担教員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	教育及び医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が市費負担教員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が市費負担教員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下(他の市費負担教員との均衡を著しく失う場合は、80/100 以下)
	その他の期間	25/100 以下(他の市費負担教員との均衡を著しく失う場合は、50/100 以下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が市費負担教員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が市費負担教員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を100/100以下とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、市費負担教員としての職務に役立つと認められる期間で任命権者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を任命権者が別に定める。

別表第2（第5条）

条例第7条第1項に規定する業務の種類	区分	手当額	
第1号アに規定する業務	業務に従事した時間が6時間以上であるとき。	1回の業務につき	7,500円
	業務に従事した時間が6時間未満であるとき。	1回の業務につき	1,100円
第1号イ及びウに規定する業務	業務に従事した時間が6時間以上であるとき。	1回の業務につき	7,000円
	業務に従事した時間が6時間未満であるとき。	1回の業務につき	900円
第2号に規定する業務	宿泊を伴うとき。	日額	5,100円
	宿泊を伴わないとき。	日額	1,100円
第3号に規定する業務		日額	5,100円
第4号に規定する業務	勤務不要日又は休日において部活動における生徒に対する指導業務に従事した時間が引き続き3時間以上であるとき。	日額	2,700円
	業務に従事した時間が3時間（任命権者が別に定めるものにおいては、2時間）以上であるとき（前項に掲げるときを除く。）。	日額	1,200円
	業務に従事した時間が3時間（任命権者が別に定めるものにおいては、2時間）未満であるとき。	日額	500円 （任命権者が別に定

			めるも のにお いては 、600 円)
--	--	--	---------------------------------

別表第3（第8条）

教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒
12月未満	3,000円	2,600円	2,300円
12月以上24月未満	3,200円	2,800円	2,400円
24月以上36月未満	3,300円	2,900円	2,500円
36月以上48月未満	3,500円	3,000円	2,600円
48月以上60月未満	3,700円	3,200円	2,800円
60月以上72月未満	3,800円	3,300円	2,900円
72月以上84月未満	4,100円	3,500円	3,000円
84月以上96月未満	4,300円	3,700円	3,200円
96月以上108月未満	4,500円	3,800円	3,300円
108月以上120月未満	4,800円	4,100円	3,500円
120月以上132月未満	4,900円	4,300円	3,700円
132月以上144月未満	5,100円	4,500円	3,800円
144月以上156月未満	5,300円	4,800円	4,100円
156月以上168月未満	5,400円	4,900円	4,300円
168月以上180月未満	5,500円	5,100円	4,500円
180月以上192月未満	5,600円	5,300円	4,800円
192月以上204月未満	5,800円	5,400円	4,900円
204月以上	5,900円	5,500円	5,100円